

## 平塚市通話録音機器の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除する目的から、通話録音機器の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音機器 電話機での通話内容を録音し、又は記録する機器をいう。

(2) 録音データ 通話録音機器により録音し、又は記録された音声をいう。

(通話録音実施の届出)

第3条 所管課通話録音を実施する際、業務の所管課等の長(以下「所管課等の長」という。)は、通話録音実施届(第1号様式)により行政総務課長に届け出なければならない。

(通話録音機器の管理)

第4条 通話録音機器は、所管課等の長が、適切に管理するものとする。

(通話録音機器の使用等の公表)

第5条 行政総務課長は、市のホームページ等に通話録音機器の使用目的について公表するものとする。

(個人情報保護)

第6条 所管課等の長は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)を遵守し、通話録音機器の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 所管課等の長は、録音データの漏洩、滅失又はき損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

(通話録音機器の使用)

第7条 職員は、通話録音機器を使用するときは、相手方に録音し、又は記録することを告知したうえで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展する恐れがある場合その他トラブル等に発展する恐れがあると認められるとき。

(2) 民事訴訟に発展する恐れがあると認められるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第8条 録音データの保存期間は、録音又は記録された日から最長3か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他所管課等の長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 録音データは、録音し、又は記録した時の状態で保存し、加工してはならない。

3 第1項に規定する保存期間を経過した録音データは、削除等の操作により消去を行う。

4 録音データは複製してはならない。ただし、通話録音機器の設置目的を達成するため特に必要であると所管課等の長が認めた場合においては、この限りでない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 録音データは、通話録音機器の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条の規定により行うときは、この限りでない。

2 所管課等の長は、前項ただし書の規定により録音データを利用し、又は第三者に提供しようとするときは、平塚市保有個人情報保護事務取扱要領の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(開示請求等)

第10条 所管課等の長は、自己情報に係る録音データの開示請求等があったときは、法の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(苦情の処理)

第11条 所管課等の長は、通話録音機器の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、通話録音機器の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日(令和3年3月24日)から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。